

| 岡山県公報                       |  | 発行<br>岡山県                                                                             |  | 目次 |
|-----------------------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------|--|----|
|                             |  |  |  |    |
| 目次                          |  | 担当課（室）                                                                                |  |    |
| 【告示】                        |  | 医薬安全課                                                                                 |  |    |
| ○ 知事指定薬物の指定の失効              |  | 障害福祉課                                                                                 |  |    |
| ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定    |  | 〃                                                                                     |  |    |
| ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新 |  | 〃                                                                                     |  |    |
| ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退 |  | 治山課                                                                                   |  |    |
| ○ 保安林の指定施業要件の変更予定           |  | 道路整備課                                                                                 |  |    |
| ○ 道路の区域変更                   |  | 〃                                                                                     |  |    |
| ○ 道路の供用開始                   |  | 建築指導課                                                                                 |  |    |
| ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了     |  | 〃                                                                                     |  |    |
| 〃                           |  | 〃                                                                                     |  |    |

◎岡山県告示第五十一号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和三年二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 エチルⅡニ―「―（五―フルオロペンチル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド」―三・三―ジメチルブタノア―ト（通称名五F―EDMB―PINACA）及びその塩類

2 メチルⅡ「―（四―フルオロベンジル）―H―インドール―三―カルボキサミド」―三―メチルブタノア―ト（通称名AMB―FUBICA、MMB―FUBICA）及びその塩類

3 （ハR）―（シクロプロパンカルボニル）―N・N―ジエチル―六―メチル―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキサミド（通称名―cP―LSD）及びその塩類

4 メチルⅡ三―メチル―ニ―「―（ペント―四―エン――イル）―H―インドール―三―カルボキサミド」ブタノア―ト（通称名MMB―〇二二、AMB―四en―PICA、MMB―四en―PICA）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

令和三年二月一日

◎岡山県告示第五十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和三年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

指定年月日

アイン薬局吉備加茂川店

加賀郡吉備中央町下加茂二一〇三―九

調剤

令和三年二月一日

◎岡山県告示第五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和三年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称

所在地

担当する医療の種類

更新年月日

イオン薬局津山店

津山市河辺一〇〇〇一

調剤

令和三年二月一日

エスマイル薬局井原店

井原市芳井町与井四四一

調剤

令和三年二月一日

◎岡山県告示第五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和三年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

辞退年月日

杉の子薬局

加賀郡吉備中央町下加茂二一〇三―九

調剤

令和二年十二月三十一日

◎岡山県告示第五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和三年二月二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1）主伐は、択伐による。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1）主伐は、択伐による。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 宍粟真備線
- 三 道路の区域

| 区 域               | 新旧別 | 幅員（メートル）    | 延長（メートル） |
|-------------------|-----|-------------|----------|
| 倉敷市真備町岡田字新町四三〇番地内 | 新   | 四・三〃<br>六・四 | 二〇・〇     |
| 倉敷市真備町岡田字新町四三〇番地内 | 旧   | 三・五〃<br>六・〇 | 二〇・〇     |

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 市場川辺線
- 三 道路の区域

| 区 域                 | 新旧別 | 幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---------------------|-----|----------|----------|
| 倉敷市真備町岡田字池田五三三番一地从先 | 新   | 四・四〃     | 八八・三     |

|                          |                          |
|--------------------------|--------------------------|
| 倉敷市真備町岡田字中町四一三番九地先<br>まで | 倉敷市真備町岡田字池田五三三番一地先<br>から |
| 倉敷市真備町岡田字中町四一三番九地先<br>まで |                          |
| 旧                        |                          |
| 三・四<br>六・八               | 七・九                      |
| 八八・三                     |                          |

令和3年2月2日 岡山県公報 第12265号

◎岡山県告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

|         |                                        |
|---------|----------------------------------------|
| 道路の種類   | 県道                                     |
| 路線名     | 宍粟真備線                                  |
| 区間      | 倉敷市真備町岡田字池田五三三番一地从倉敷市真備町岡田字中町四一三番九地先まで |
| 供用開始年月日 | 令和三年二月二日                               |

# 令和3年2月2日 岡山県公報 第12265号

〔五四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久代字向大谷二一七一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社三丁目一二一四一ブリアンHMA棟一〇一号室

浅野 健介

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇三号

# 令和3年2月2日 岡山県公報 第12265号

〔五五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字明見谷二一六二一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅南一丁目三一一六コテージセントリバーB一〇一

竹内 寛和

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇四号